

議案第10号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																									
別表第 2 （第 2 条関係） [略]		別表第 2 （第 2 条関係） [略]																									
<table><tr><th colspan="2">手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td><td></td></tr><tr><td>24</td><td>[略]</td><td></td></tr></table>		手数料を徴収する事項		手数料の金額	[略]			24	[略]		<table><tr><th colspan="2">手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td><td></td></tr><tr><td>24</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>25</td><td><u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請</u></td><td>1 件 27,000円</td></tr><tr><td>26</td><td><u>建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請</u></td><td>1 件 27,000円</td></tr></table>		手数料を徴収する事項		手数料の金額	[略]			24	[略]		25	<u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請</u>	1 件 27,000円	26	<u>建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請</u>	1 件 27,000円
手数料を徴収する事項		手数料の金額																									
[略]																											
24	[略]																										
手数料を徴収する事項		手数料の金額																									
[略]																											
24	[略]																										
25	<u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請</u>	1 件 27,000円																									
26	<u>建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請</u>	1 件 27,000円																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																											

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 13 日 提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請手数料等を定めようとするものである。